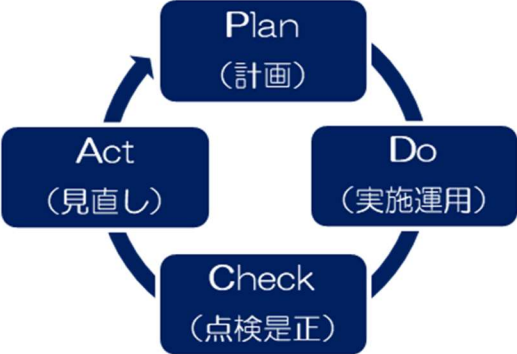
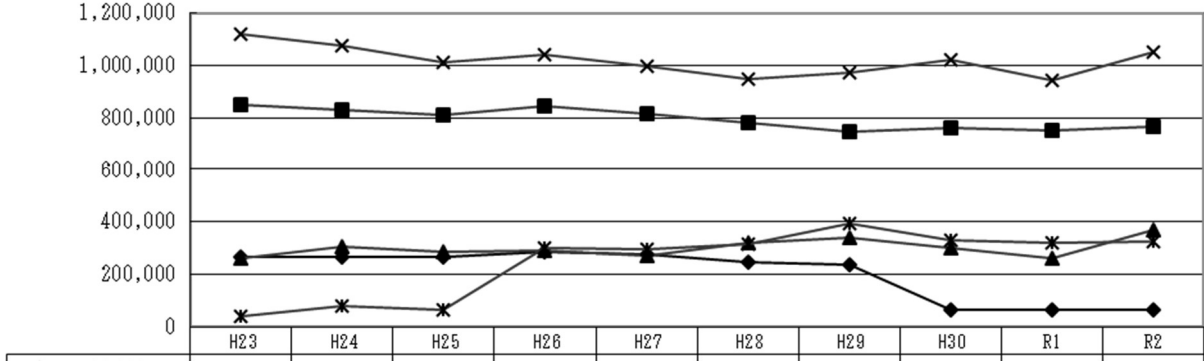
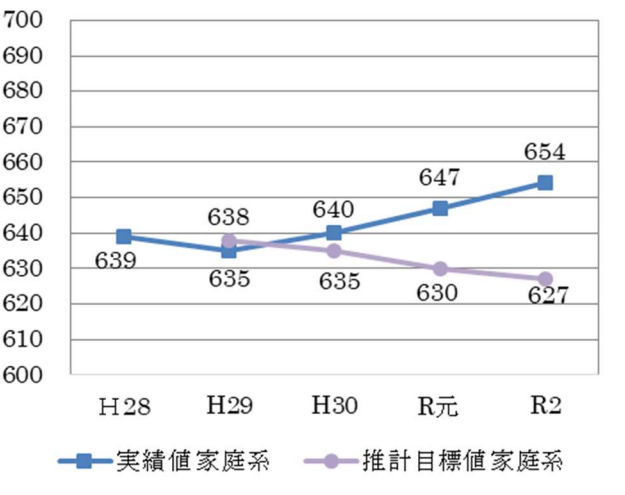


案件1 事前質問・意見等について

①	38頁	家庭のプラごみを一括回収する新分別区分について	質問者	溝江委員
質問 意見	<p>第2回質問9の関連 日本で今年「プラごみ」を減らしリサイクルを促す法律が出来、家庭から出る食品トレー等のプラごみについて資源として市区町村がまとめて回収するよう求めている。 このことを踏まえ、1、収集・運搬に関する事項 2、中間処理に関する事項に記述が必要ではないか。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は、今年6月に成立し、来年4月1日に施行されます。</p> <p>○この法律では、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、同製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることとしております。</p> <p>○また、関係者の責務として、事業者にはプラスチックの分別排出と再資源化、消費者にはプラスチックの排出削減と再生品の使用、そして市町村にはプラスチックの分別収集及び再商品化に努めることとしております。</p> <p>○しかし、施策の実施に必要となる施行令、施行規則、基本的な方針などは、現在審議中であり、これらの公布、策定の後、制度の内容が固まり次第、国から市町村に対して具体的な事項が示されることとなります。</p> <p>○このことから、当市の基本計画においては、「新たな分別収集品目の検討」（資料1-2の49頁）として、「プラスチック類の再資源化を図るため、国内外の動向を注視しながら、分別回収について研究していく」と記述することとし、国からの通知がありましたら、必要に応じて環境審議会にて御審議いただきながら、対応を検討していきたいと考えております。</p>			
②	52頁	食品ロス削減推進計画（1）市の役割と取組 a. 市民への普及啓蒙	質問者	溝江委員
質問 意見	<p>・10月食品ロス削減月間 ・10月30日食品ロス削減の日 ・食品ロス削減シンボルマーク“ロスノン” 以上を市民に周知し、食品ロス問題について知り、出来ることを一緒に考え、削減のために行動するきっかけとなるようにする。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p> <p>御意見を踏まえ、当計画54頁の「②取組」に下記のとおり追加することといたしました。 また、食品ロス削減シンボルマーク“ロスノン”につきましては、計画策定後の施策の中で紹介し、食品ロスの削減に活用してまいります。</p> <p>②取組 a. 市民への普及啓蒙等 （略） ・<u>食品ロス削減月間（10月）や食品ロス削減の日（10月30日）のほか、各種イベント等の機会をとらえて、食品ロス削減対策の周知を図ります。</u></p>			

③	全般	専門用語の解説について	質問者	鈴木俊喜委員
質問 意見	<p>第2回環境審議会において、専門用語（案件1，15ページ）が市民にわかりやすいように注釈をつけるとの審議があり、修正として専門用語近くに解説が加えられました。 この解説は、普段あまり目にするものがない専門用語等の近くに記載され、直に理解することができ、ストレス無く理解を深めることができるようになったと思います。 また、案件1，2の全般についても普段あまり使われていない用語の解説を記載すれば、市民が環境問題、環境政策に対し、より理解を深めることができると考えます。</p>			
回答	<p>〔環境政策課・下水道業務課〕 ○案件1の15ページの他にも、例えば3ページにおいては「一般廃棄物」や「循環型社会」など、一般の方には馴染みの薄いと思われる用語について解説を加えました。 ○解説を加えた部分は次のとおりでございます。 （資料1-2）P3, 5, 13, 27, 39, 48, 50, 54, 57 （資料2）P63, 64, 65 ○上記の他にも解説を加えた方が良くと思われる箇所がございましたら、委員の皆様からも御意見を伺いたいと考えております。</p>			
④	33頁	第4節 基本方針及び目標	質問者	鈴木会長
質問 意見	<p>・ これからは、「持続可能性」が重要となるため、「持続可能な循環型社会の実現に向けて・・・」など文言を工夫していただけないでしょうか</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕 ○1. 基本方針6段目の1行目を以下のとおりとします。 「以上のことを踏まえ、<u>持続可能な循環型社会の実現に向けて</u>、基本方針を次のとおり定めます。」</p>			
⑤	6頁	図4 進行管理のイメージ	質問者	鈴木会長
質問 意見	<p>・ 図からイメージすることが難しいため、汎用的なサイクル図のみでのよいかもしれません。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕 ○以下に示す図に差し替えます。</p> 			
⑥	9頁	表4 将来予測人口の算定	質問者	鈴木会長
質問 意見	<p>・ 表形式では、視覚的に理解しにくいいため、グラフに差し替えてはどうでしょうか。 ・ 人口減少のほか、高齢化が進むことを伝えたほうがよいのでは？ 棒グラフの内容を年齢3区分別できますか。 p.13とのつながりやp.31町内会の活動低下の懸念とリンクします。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕 ○P9の表4について、5年毎の表に差替え、年齢3区分別人口の構成割合を示したグラフを挿入いたします。修正案について、別紙を御参照下さい。</p>			

⑦	18頁	図11 ごみ処理費用の推移	質問者	鈴木会長
質問 意見	<p>・ マーカーが読み取りにくいいためサイズを大きくして下さい。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕 ○マーカーのサイズを以下のように大きく変更します。</p> 			
⑧	29頁	図16 1人1日あたりのごみ排出量の推移	質問者	鈴木会長
質問 意見	<p>・ 他のグラフと同じように縦軸、横軸、枠線を付して下さい。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕</p>  <p>○図16について、左図のとおり修正します。また、P30の図17, 18についても同様に修正します。</p>			
⑨	33頁	(1) 排出抑制	質問者	鈴木会長
質問 意見	<p>・ ・ ・ <u>資源物を除いた値を指標とします。</u>としてはどうでしょうか。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕 ○御指摘のとおり、「資源物を除いた<u>値</u>とします。」を「資源物を除いた<u>値</u>を指標とします。」と修正します。</p>			
⑩	35頁	表11 ごみ排出量の見通し	質問者	鈴木会長
質問 意見	<p>・ P. 34表10と関連していることを示すため、項目 家庭系ごみ（資源物を除く）(a) の欄を太字あるいは太枠線で囲むなど強調してはどうでしょうか。</p>			
回答	<p>〔環境政策課〕 ○(a)の欄について、「項目」欄と「見込/目標」欄を太字（明朝体→ゴシック体）に変更します。 ○合わせて、表10の関連ということで、事業系ごみ排出量・リサイクル率・1人1日あたりの最終処分量についても同様に太字で強調します。</p>			

⑪	42頁	2. 施策の体系	質問者	鈴木会長
質問 意見	・ 2. 施策の体系で示している取り組みは、重点的な取組（重点施策）と理解してよいか。重点的な取組であれば、その旨表記してみてもいいでしょうか。			
回答	〔環境政策課〕 ○図19中「 <u>主な</u> 施策」を「 <u>重点</u> 施策」に置き換えます。			
⑫	48頁	(3) 処理システムの充実 ①収集運搬体制の効率化	質問者	鈴木会長
質問 意見	・ ここでは、集積所の集約化を推進するとしているが、高齢化にともない今後ごみ出し困難事例も増えると思います。 ・ そのため、高齢化社会に適応した収集運搬体制のあり方についても調査研究を進める必要があるのではないのでしょうか。			
回答	〔清掃事務所・環境政策課〕 ○「a. 集積所収集の推進」を以下のとおり変更します。 「効率的で経済的な収集運搬体制を構築するため、 <u>高齢者等集積所に排出することが困難な方に配慮しながら、戸別収集されている箇所</u> の集約を検討し、市内全域での集積所収集を推進します。」 ○高齢者等へのごみ出し支援などについては、本計画とは別に、福祉部局等関係機関と連携しながら、調査研究が必要であると考えております。			
⑬	54頁	「てまえどり」の取組	質問者	鈴木会長
質問 意見	・ 青森県でも「てまえどり」の取組を行っているようですが、同様の取り組みを八戸市独自に継続的に取り組むと理解していいでしょうか。			
回答	〔環境政策課〕 「てまえどり」の取組につきましては、独自ではなく、国・県と連携しながら、事業者とも一体となった普及啓発を図りたいと考えております。			
⑭	56頁	(2) 市民の役割と取組 ②取組 C. 調理の際	質問者	鈴木会長
質問 意見	・ 例えば、りんごの皮を厚むきするなど「過剰除去」なども加えてはどうでしょうか。（食品ロスの定義に入るか未確認です）			
回答	〔環境政策課〕 御意見を踏まえ、当計画56頁の「②取組」に下記のとおり追加することといたしました。 なお、併せて下記の解説を追加いたします。 ②取組 (略) c. 調理の際 ・ <u>家にある食材を計画的に使いきるほか、皮を厚むきするなどの過剰除去をしないように意識し、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにします。</u> 解 説 「過剰除去」 調理の際に野菜の皮を厚く剥いてしまうなど、食べられる部分まで捨ててしまうことです。 「直接廃棄」 賞味期限切れ等の理由により、食材として使用又は食事に提供することなく、手付かずのまま捨ててしまうことです。 「規格外品」 野菜や果物などで、大きさや色、形、品質などが規格に適合しないものをいいます。カット野菜やジュースなどの加工食品として流通するか、農家が自家消費する以外は、多くが廃棄されています。			

⑮	33、34頁 (2)再資源化について	質問者	千葉委員
質問 意見	<p>リサイクル率の指標で、市民の立場からは行政回収または民間回収（スーパーなど）のどちらでも利用できれば良いとも考えられるので、民間回収側からの指標が難しければ、出した側からの指標も有りと思う。 出しましたか → 出した → 行政 ・・・ある程度の把握が可能となるのでは？ 民間</p>		
回答	<p>〔環境政策課〕 ○御意見のとおり、市民が資源物を出した方法や重量について、例えばスマートフォンのアプリなどを利用して市に知らせるような仕組みがあれば、ある程度の把握は可能であると思われま す。 ○しかしながら、市民に相応の負担をお願いすることになりますので、基本的には回収側から把握 することが現実的ではないかと考えております。</p>		
⑯	資料1-2 全般 ()の読点について	質問者	千葉委員
質問 意見	<p>細かいことで恐縮ですが、()書きの中に()と句点がありますが、普通は() だけか、()。ではないでしょうか。特別な場合()もあるそうなので、間違っている という指摘ではありません。</p>		
回答	<p>〔環境政策課〕 ○現在、文化庁では新しい「公用文作成の要領」をまとめているところですが、この中では、「括 弧の中で文が終わる場合には、綴じ括弧の前に句点を打つ。ただし、引用部分や文以外（名詞、単 語としての使用、強調表現、日付等）に用いる場合には打たない。また、文が名詞で終わる場合 にも打たない。」と示されております。 ○本基本計画も、これに従い作成するべきと考えておりますが、改めて見直したところ、必ずしも 統一できておりませんでしたので、上記に従い修正いたします。</p>		